

第四次宮崎県環境基本計画の改定について

環境森林課

1 第四次宮崎県環境基本計画（以下「県計画」という。）とは

宮崎県環境基本条例第9条に規定する、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めたものであり、宮崎県総合計画の環境分野における部門計画として位置づけられている。

2 県計画改定の根拠

令和3（2021）年度～令和12（2030）年度の10カ年計画であり、原則として5年後に見直しを行うこととしているため、令和7（2025）年度に改定を行う。

（県計画 p.3）

3 計画の期間

この計画の期間は、令和3（2021）年度を初年度として令和12（2030）年度を目標年度とする10年間とし、社会経済や環境を取り巻く状況の変化に対応するため、原則として5年後に見直しを行うこととします。

なお、環境指標（数値目標）の目標年度は令和12（2030）年度としますが、計画の進捗管理を行うため、必要に応じて令和7（2025）年度の中間目標を定めることとします。

3 主な改正内容

- ・現計画策定時点（令和2年度）からの情勢の変化に合わせた修正及び課題の見直し
- ・環境指標（数値目標）の見直し
- ・温室効果ガス排出削減目標 等

{	国の地球温暖化対策計画（案）による温室効果ガス削減目標（審議中）
	2035年 2013年度比60%削減
	2040年 2013年度比73%削減

4 計画改定の進め方

（1）宮崎県環境審議会への諮問

宮崎県環境基本条例第9条第3項の規定に基づき、計画の審議を宮崎県環境審議会に諮問する（令和7年7月）。

今後は、改定内容の詳細について審議会で審議する。

(2) 県民の参画

県民の意見等を反映させるため、パブリックコメントの実施により広く県民の意見を聴取し、計画への反映に努める。

(3) 県議会への報告・議決

「宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」に基づき、改定作業の進捗に応じて、適宜県議会に報告するとともに、計画については、県議会の議決を経て決定される。

5 審議会のスケジュール(予定)

令和7年7月 環境審議会（計画改定の諮問）

10月 環境審議会（計画案の審議）

令和8年1月 環境審議会（計画最終案の審議、答申）

6 事務局

計画改定にかかる連絡調整などの事務は、環境森林課で処理する。